

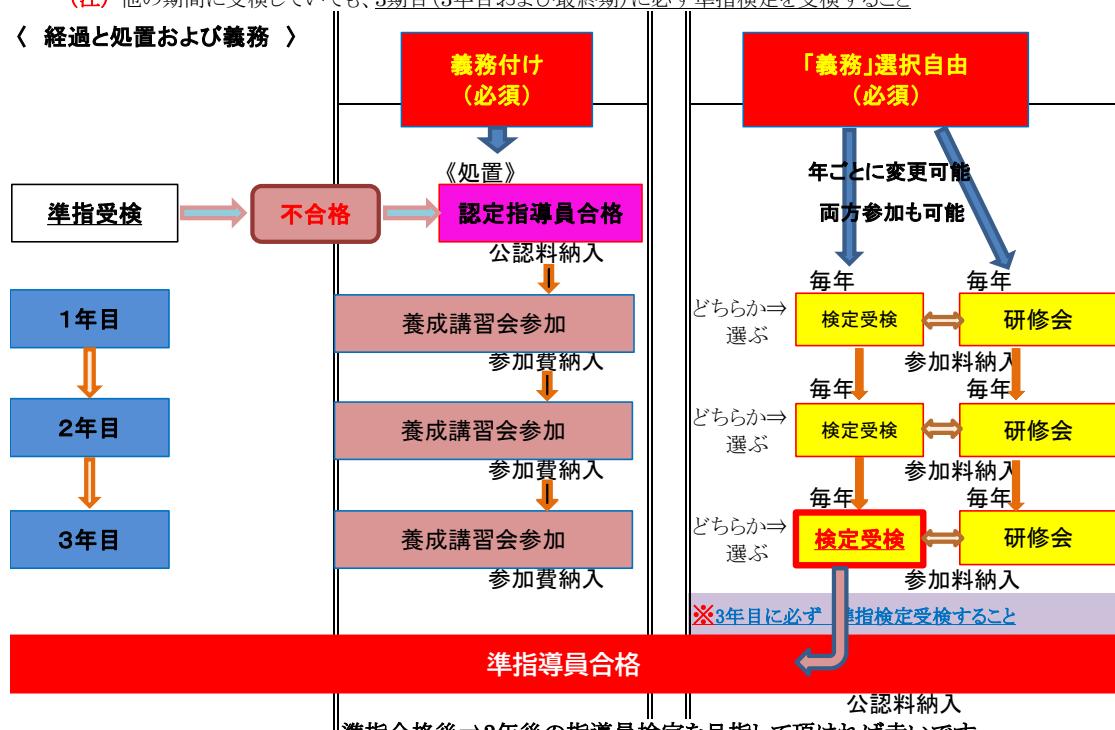
SAJ準指導員検定会(シニア対象検定)

対象 55歳以上(受検するSAG年度の4月1日現在、55歳以上の者)

期間 3年間以上とする(受検年度含む)

(注) 他の期間に受検していても、3期目(3年目および最終期)に必ず準指検定を受検すること

〈 経過と処置および義務 〉



○ **選択自由** については準指検定受検、研修会のどちらかを必ず出席する。

- 養成と研修会が同時期に開催しているが、資格更新の為に必要な方は研修会(認定含む)
更新の手続を必ず別途してください。(認定資格停止となった場合は全て無効になります)
- シニア受検3期目(3回目)に準指導員検定を必ず受検すること。
※3期目に受検しない場合は合格発行いたしません。「受検できない場合は4期目～に繰り越しが出来ます」
- 個人の事情により3年間で上記過程を修了できない場合は、次年度以降に繰り越しができる。
「シニア受検は8年間の受検養成期間を設けています。(受検年度を含む最短3年～受検年度を含む最長8年間)」
- パターン1
・2月の準指検定会不合格後に認定指導員を取得できる。その場合、次年度からシニア検定1年目に進む事できる。
- パターン2
・2月の認定指導員を認定取得した場合は、次年度からシニア検定の申込が出来る(1年目に進む)。
- パターン3
・12月の前期養成講習会を修了し認定指導員を取得したい場合は、当該年度のシニア検定の申込が出来ることとする。
その場合、12月の前期養成講習会修了日に認定申請するための所定の手続きをすること。(以後の認定は認めない)
(※認定受検料「20,000円」を申請時に納入して下さい。)
※3期修了した場合でも群馬県が定める準指規定水準に満たない場合は、会期を延長し基準値に達するまで
継続し水準に達した時にその資格を発行します。

未取得単位(補講について)

- ・ 指定校 4校 鹿沢 草津 川場 片品(岩鞍)
- ・ 技術員 SAJ規定により養成講師は技術員に限る(以外は認めない)
- ・ 補講基準 申込後、養成講習に出席できない単位の補講を受講し証明書提出。
※(ただし特別な理由がある場合は、所属団体を通じ理由書を連盟教育本部長に提出し認められた場合、または本人から申し出があり認めた場合。「書面形式なし」)
- ・ 受検願書提出日までに補講など含む過程を全て修了していること。
- ・ ※未取得単位表の発行は、該当者のみ発行します。

(例) 補講の場合、学校代表者印が必要(何単位の受講証明の明記)「※個人名印は認めない」・書式は自由

養成	1回目		2回目		3回目	
前期	SAG	SAG	SAG	SAG	岩鞍SS	岩鞍SS
後期	川場SS	草津SS	SAG	SAG	SAG	SAG

半日単位:1印2H~

必要事項(例)

- ・ SAJ会員登録
- ・ 指導員会年会費
- ・ 年次登録(SAG認定)
- ・ 養成講習会
- ・ 検定(受検)または指導者研修会(群馬会場のみ)参加

2025.8.1改定